暴追センターだより

No.82
令和3年（2021）5月

発　行　所　（公財）北海道暴力追放センター　〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目　北海道庁緑苑ビル庁舎
編集発行人　吉川　正也　電話（011）271－5982　FAX（011）271－5987

One Team　みんなで排除　暴力団

撮影：元函館支局長　「五稜郭のさくら」

みんなの力で暴力団排除!!

暴追センターはあなたの勇気をサポートします

HPアドレス　http://h-botsui.or.jp

着任のご挨拶

北海道警察本部　刑事部　組織犯罪対策局　捜査第四課長

本年3月23日付けで、捜査第四課長に着任いたしました渡邊でございます。

北海道暴力追放センター並びに会員の皆様には、日頃から暴力団排除活動をはじめ、警察行政の各般にわたりまして、深いご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

北海道暴力追放センターは、暴力団追放道民大会及び総決起集会等の広報、啓発活動をはじめ、事業者に対する不当要求防止責任者講習の実施や民事介入暴力対策、暴力団からの離脱者支援対策の推進、暴力追放相談の受理など、北海道における暴力団追放運動を主導的に推進し、広く道民の暴力団排除意識の高揚に寄与されておりますことに、深く敬意を表します。

最近の暴力団情勢でありますが、山口組分裂による対立抗争事件は、分裂直後に比べると若干沈静化しているように見えますが、全国的にはいまだに抗争事件が発生し緊張状態が続いているほか、道内でも配下組員がけん制し合うなど、抗争状態が継続していることから、安心で安全な生活を脅かしている状況にあります。

また、暴力団は、あらゆる機会を通じて資金獲得活動を行っており、振り込め詐欺等の特殊詐欺をはじめ、組織的な窃盗や違法薬物の密売、賭博など様々な違法行為への関与が認められ、北海道では水産資源であるなまこ等の密漁も暴力団の大きな資金源になっており、そのほかにも、公共事業に参入して利殖を得ようとしたり、金融機関に入り込み資金の洗浄や利殖を図ろうとするなど、いたるところで暗躍しております。

さらに、昨年は、未曾有のコロナ禍において、持続化給付金などのコロナ関連の詐欺事件が全国的に多発しているなか、暴力団は申請者本人や指南役などとして犯行に加担し、コロナ禍を利用して非合法に資金獲得活動を行っている状況であります。

暴力団は、あらゆる機会を通じ、合法非合法問わずに資金獲得活動を行っているため、暴力団の壊滅及び弱体化のためには、その資金獲得活動を行わせないことが効果的であり、そのためには暴力団を社会から排除することが必須であります。

警察は、暴力団の壊滅及び弱体化に向け、あらゆる法令を駆使して徹底した取締りを推進し、社会全体から暴力団の排除に努めていますが、警察による取締りだけでなく、道民の皆様の一人ひとりが暴力団排除の意識を高め、実践していただくことが社会からの暴力団排除に何よりも大切であり、その運動の中心にある北海道暴力追放センター並びに会員の皆様のご活躍を心から願うところであります。

終わりになりますが、北海道暴力追放センターのますますのご発展、そして会員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

令和２年度　第２回定例理事会の開催

令和2年度第2回定例理事会につきましては、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、文書開催となりましたが、以下の審議事項及び報告事項が承認されました

○審議事項

・令和２年度 収支補正予算
・令和３年度 事業計画
・令和３年度 収支予算
・暴力相談事業細則の改正

○報告事項

・基本財産の変更について
・職員の任免について

令和３年度　事業計画の概要

広報啓発事業

・広報啓発活動の推進(資料･資材の活用)
・暴力追放運動の推進
・視聴覚広報資材の整備と貸出し
・暴力団追放道民大会・総決起集会の開催
・効果的な夏・冬暴追運動の実施

地域･職域支援事業

・地域暴追協への支援
　施策に対する協力
　啓発資材の斡旋提供
・職域暴追協組織への支援
　研修会、講習・講演会等への積極的対応
　啓発資材の斡旋提供
　暴排組織結成時の支援

暴力相談事業

・相談事案に対する適切な対応
・効果的な常設相談の推進
・効果的な法律相談制度の運用
・暴力追放相談員の技能の研鑽
・関係機関との連携強化
・相談事業広報の推進

暴力団からの離脱・就労支援

・離脱、就労への積極的かつ適切な支援
・暴力団離脱者支援対策協議会活動の活性化
・就労可能先事業所の開拓

暴力団事務所使用差止請求事業

・使用差止請求事業制度の積極的運用
・暴力団事務所の現況の把握
・適切な受託手続と受託後の対応

講習(研修)事業

・不当要求防止責任者講習の効果的な実施
　全道で28回 2,288名を予定
・一般暴排講演の実施
　地域・職域、企業等への積極的な講師派遣
・講習、講演資料の整備充実

被害者救済事業

・暴力団関係者からの犯罪被害者支援の推進
・暴排訴訟支援の推進
・地域暴追協及び関係機関との連携

その他の事業

・調査研究
　情報収集活動の活性化
　情報提供の推進
　各種アンケート調査の実施
・機関紙「暴追センターだより」による情報の発信
・ホームページの充実による情報提供
・適正な情報管理
・表　彰
・賛助会員の募集

※詳しくはホームページをご覧下さい。

受賞おめでとうございます

（公財）北海道暴力追放センター会長表彰

～ 個人表彰25名・団体表彰２団体～

各警察署において、 多年にわたる暴力追放運動功労者（団体）に対し、（公財）北海道暴力追放センター会長から表彰状と記念品が贈呈されました。

株式会社 大東
（代表取締役 様）

旭川観光社交組合
（組合長 様）

（団体表彰写真のみ）

【個人表彰】

- 札幌市東地区暴力追放運動推進協議会　監　事
- 札幌市白石地区暴力追放運動推進協議会　事務局長
- 札幌市白石地区暴力追放運動推進協議会　理　事
- 千歳市暴力追放運動推進協議会　監　事
- 千歳市暴力追放運動推進協議会　会　員
- 美唄市暴力追放運動推進協議会　推進委員
- 砂川地区暴力追放運動推進協議会　会　長
- 赤歌地区暴力追放運動推進協議会　理　事
- 芦別地区暴力追放運動推進協議会　会　長
- 室蘭市暴力追放運動推進協議会　監　事
- 江差地区暴力追放運動推進協議会　副会長
- 木古内・知内地区暴力追放運動推進協議会　副会長
- 松前・福島地区暴力追放運動推進協議会　理　事
- 寿都地区暴力追放運動推進協議会　会　計
- 留萌市暴力追放運動推進協議会　常任理事
- 稚内市暴力追放運動推進協議会　副会長
- 中標津町暴力追放運動推進協議会　会　長
- 厚岸地区暴力追放運動推進協議会　副会長
- 新得地区暴力追放運動推進協議会　監査委員
- 弟子屈町暴力追放運動推進協議会　副会長
- 池田地区暴力追放運動推進協議会　会　長
- 北見市常呂地域暴力追放推進協議会　会　長
- 美幌町暴力追放運動推進協議会　会　長
- 興部町暴力追放運動推進協議会　監　事
- 興部町暴力追放運動推進協議会　副会長

【団体表彰】

- 株式会社　大　東
- 旭川観光社交組合

～三ない運動＋1～

暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしゃぶられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いと見ると、トコトン食らい付き離れません。

暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎ回っている力ネのための集団です。

暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

住む町に　無用不要の　暴力団

各地域暴追協啓発活動状況

6月　金融機関前での街頭啓発
【芦別地区暴追協】

6月　金融機関前での街頭啓発
【寿都地区暴追協】

7月　海水浴場での暴排啓発
【興部町暴追協】

7月　ビアガーデン会場での暴排啓発
【松前・福島暴追協】

7月　警備艇「いしかり」での暴排啓発
【小樽市暴追協】

8月　海水浴場での暴排啓発
【紋別地区暴追協】

8月　交通安全キャンペーンと連動した暴排啓発
【釧路市暴追協】

9月　旭川市中心部飲食店街での街頭啓発
【旭川市暴追協】

9月　キャンプ場での暴排啓発
【苫小牧地区暴追協】

10月　金融機関前での街頭啓発
【深川地区暴追協】

10月　金融機関前での街頭啓発
【紋別地区暴追協】

11月　大型商業施設における街頭啓発
【釧路市暴追協】

各地区暴追協において啓発活動等を実施した際の写真等あればセンターにご報告下さい。

暴力団等に対する 基本的対応要領

問題解決は、毅然とした対応と早期相談。

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人（一企業）で悩まず、警察や暴力追放センターや弁護士に早く相談することです。

大原則（対応の基本）

《組織的な対応》

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押し付けることは最も避けるべきです。不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平　素　の　準　備

①トップの危機管理

- トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- 担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。

②体制作り

- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- 対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

③暴力団排除条項の導入

- 暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
  ○暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
  ○取引開始後反社会勢力と判明した場合、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。

④警察、暴力追放センター、弁護士等との連携

- 警察や暴力追放センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。

セキュリティの基本として社員の皆さんに周知・実践していただくことをお勧めします。

有事の対応（不当要求対応要領）

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。

2 相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。

3 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所（自社の応接室）等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。

4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。

5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。

6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。

7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫び状や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。

8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喰ってかかられます。

9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。

10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。

また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。

歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。

11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。

相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。

12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。

暴力を　しないさせない　みんなの勇気

悪質クレーマー対策

1 クレーム対応の基本

正当クレーム⇨真摯な対応

「欠陥商品」「商品等の改善」
「従業員の応対の改善・応対ミス」

不当クレーム⇨組織対応（顧客平等の原則）

「内容」～異常な高額請求、度を超えた謝罪　等
「方法」～脅迫的な言動、暴力的な行為　等
）不当

2 見分け方と悪い対応

典型的な悪質クレーマー

- 顧客・市民だからと尊大で損害を大げさに表現
- 「時間はたっぷりある」などとしつこく非難
- 「責任者を呼べ」などの繰り返し
- 社員教育に言及するなど広げて非難
- 「一筆書け」「文書をよこせ」などと追い込む
- 「社会的・道義的責任がある」などと法的責任を回避
- 「理解できる内容」を拒否し続ける
- 「新品交換」「無償提供」「全額返金」など過大な要求

悪い対応

- 事実が判明しない段階で平謝り
- 曖昧な対応と安易な妥協
- 譲歩穏便対応を図る
- 謝った方が得策と考える
- 水面下での解決を望む

3 基本動作

事実確認⇨判断⇨回答（最初の対応が極めて重要!）

事実確認
・証拠の収集と裏付け
・確認しないと先に進めないルール作り

➡

判断
・事実確認による判断と組織的決定

➡

回答
・組織決定の伝達（個人では動かせない）

4 手口の分類と対応要領

攻撃型
攻撃材料があって、当事者、仲介者として権利行使や脅しの形で近づいてくる手口
・対応 ▶ 裏取引をしないで、法的に対応

接近型
攻撃材料がなく、一方的にお願いや勧誘の形で近づいてくる手口
・対応 ▶ 相手の要求内容にのみ議論を絞り、理由を付けずに断る

逆接近型
先方から攻撃がなくとも、こちらから先方に対して積極的に対応することが必要なケース
・対応 ▶ ある程度の説明は必要だが、深入りはしない
要件と効果（こういう場合には、こういうことに決まっている）を淡々と繰り返し説明する

癒着型
既に何度か不当要求に応じてしまっているところに、繰り返し不当要求を受けるパターン
・対応 ▶ 窓口担当者を変えて断る
外部（弁護士・警察）に頼ることを厭わない

トライアングル型
不当要求者が、監督官庁や大手取引先に働きかけ、間接的に相手方に対する要求を実現しようとする類型
・対応 ▶ 弁護士に率先して相談する（弁護士から関係先への働きかけ等）

不当要求には断固拒否！

法律相談

(公財) 北海道暴力追放センター札幌本局では、札幌弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士のご協力を頂いて、暴力団、反社会的勢力等に関する法律相談を無料で受けています。

ひとりで悩まず、困ったら一度おたずねください。

相談日は毎月第１、第3水曜日

午後1時30分から午後2時30分までです。

相談を希望される方は、前もって札幌本局にお電話をお願いします。
住所、電話番号等は、表紙に掲載しておりますのでご確認ください。

令和3年度の不当要求防止責任者講習開催予定

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施市町		札幌市 5. 21	札幌市 6. 23	札幌市 7. 6	札幌市 8. 4	札幌市 9. 7	札幌市 10. 18	札幌市 11. 8	札幌市 12. 7	札幌市 1. 19	札幌市 2. 2	札幌市 3. 8
		栗山町 5. 25	江差町 6. 10	室蘭市 7. 28	新ひだか町	苫小牧市 9. 2	函館市	帯広市	函館市	旭川市	函館市	
			帯広市 6. 29	旭川市 7. 13	留萌市 8. 27	紋別市 9. 15	釧路市	北見市 11. 25			釧路市	

※変更になる場合がありますので、センターホームページで確認してください。

賛助会にご加入ください

当センターでは、暴力追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けています。企業・団体・個人の賛同を得て、多くの皆さんに多数ご加入をいただいております。皆様のご理解、ご支援をお願いします。

【会　　費】年会費１口20,000円　１口以上
※賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。

【会費の使途】皆様から納入された会費は、すべて事業活動費に充当いたします。

【特　　典】
- 左記会員之章プレートの交付
- 広報資料の無料配付
- 暴排広報ビデオ等の無料貸出
- 暴排講演依頼への対応
- 不当要求事案発生時の支援・指導
- 不当要求被害発生時の支援・指導

暴力団に関する問い合わせ・相談は

▶(公財) 北海道暴力追放センター

【札幌本局】
相談電話 (011) 271-5982（告発）

【函館支局】
相談電話 (0138) 35-5982（告発）

【旭川支局】
相談電話 (0166) 26-5982（告発）

【釧路支局】
相談電話 (0154) 23-5982（告発）

【北見支局】
相談電話 (0157) 61-5982（告発）

▶北海道警察本部刑事部
組織犯罪対策局捜査第四課

◎暴力相談電話 011-222-0200
◎暴力団離脱者相談電話 011-222-8930（ヤクザゼロ）

組織的対応と早めの相談が早期解決へ!!